

朝来市RTK基地局の使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が設置するRTK（リアルタイム・キネマティック測位）基地局を活用して高精度な測位情報を農業分野に提供し、農作業の自動化・効率化・省力化を推進することで、地域農業の持続的発展に寄与するとともに、当該基地局の設置及び管理運営に関する必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域計画 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に定める農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画をいう。
- (2) RTK GNSS(Global Navigation Satellite System：全地球測位システム)を利用した精密な位置情報測定技術の一つで、衛星からの信号を基に、移動体の位置をリアルタイムでセンチメートル単位の精度で測定することができるものをいう。
- (3) 補正情報 基地局から送信されるGNSS信号に基づく位置補正データをいう。

(適用範囲)

第3条 本要領は、朝来市が設置するRTK基地局から衛星測位に関する補正情報を配信する朝来市RTKシステム（以下「本システム」という。）を利用する際に適用される。

(利用対象者)

第4条 前条の規定により補正情報の提供を受けることができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地域計画において、農業の担い手として位置づけられている又は位置付けられる予定のもの。
- (2) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所を有する法人であること。
- (3) 市内において農業を営んでいること。
- (4) 補正情報を受信可能な農業機械、受信機、又はこれに準ずる機器を導入していること、又は導入を予定していること。

(利用の申請)

第5条 利用対象者は、基地局の利用を希望し、又は許可内容の更新若しくは廃止を行おうとするときは、朝来市RTK基地局利用申請書兼誓約書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 利用の許可を受けたものが、引き続き補正情報の提供を受けようとする場合は、利用開始日から起算して1年後の日付が属する月の末日までに、前項の申請書を用いて更新の申請を行わなければならない。

3 申請書の提出は、書面により行う方法のほか、市が別に定める電子申請の方法により行うことができる。

（利用の承認）

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を精査し、相当と認めるときは、当該申請者を利用者として許可し、補正情報の接続情報を付与するものとする。

2 前項の規定は、利用の更新に係る申請についても準用する。

3 市長は、第1項の規定により許可又は不許可の決定をしたときは朝来市RTK基地局利用許可・不許可通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 利用者は、許可を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに朝来市RTK基地局利用内容変更届（様式第3号）により、市長にその旨を申請しなければならない。ただし、軽微な変更と認められるものを除く。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を精査し、相当と認めるときは、RTK基地局利用内容変更許可・不許可通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

3 前項の審査及び通知については、第6条の規定を準用する。

（利用条件）

第8条 利用者は、次に掲げる各号の条件を遵守しなければならない。

(1) 補正情報は、農業分野における作業に限り使用すること

(2) 接続情報を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない

(3) 補正情報を複製し、又は他に再配信してはならない

（運用時間）

第9条 基地局の運用時間は、原則として午前3時から午後10時まで、年365日とする。ただし、保守点検等のために一時的に運用を停止することがある。

(利用者の負担)

第10条 補正情報を利用する受信用携帯端末機等の準備及びインターネット接続や通信料等については、利用者負担とする。

(補正情報の配信停止)

第11条 次の場合に補正情報の配信を中止することがある。

- (1) RTK基地局や配信システムに障害が発生した場合
- (2) RTK基地局や配信システムの保守を行う場合
- (3) 通信回線の異常、電力の不安定、火災、天災その他の偶発事故等が発生した場合

2 朝来市は、上記に伴う利用者又は第三者からの損害賠償の責任を負わない。

(利用の停止等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用者に対する接続情報の利用を停止し、又は取消することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 利用者の責に帰すべき事由により、接続情報の不正使用があったとき。
- (3) 補正情報の提供に支障を及ぼすと認められる行為があったとき。
- (4) 利用開始日から起算して1年間、当該利用者による基地局の利用が確認できないとき。

2 市長は、前項の規定により利用の停止又は取消を行ったときは、朝来市RTK基地局利用停止通知書(様式第5号)により、その旨を通知するものとする。

(責任の制限及び免責)

第13条 補正情報は、GNSS衛星、電離層との大気状態、個々の基地局、通信回線、配信機関の配信システム、その他の理由により、欠損、誤謬、遅延などを伴う場合がある。朝来市は、位置測位情報の利用又は、利用不能によって生じるあらゆる直接的・間接的損害に関して、一切の責任を負わないものとする。また、位置測位情報の恒久的なアップデート及び不具合の修正に関する義務を負わないものとする。

2 利用者は、本システムの利用に関して第三者に損害を与えた場合又は第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と負担によりこれを解決するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。